

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5月14日

【会社名】 株式会社ファンケル

【英訳名】 FANCL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 宮島 和美

【本店の所在の場所】 横浜市中区山下町89番地 1

【電話番号】 045(226)1200 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 グループサポートセンター長 島田 和幸

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町89番地 1

【電話番号】 045(226)1200 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 グループサポートセンター長 島田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、平成26年4月1日（予定）をもって会社分割を行い持株会社制へ移行することを決定いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該新設分割の目的

経営体制および事業執行体制の強化

迅速な意思決定と事業実行のために、事業ごとの責任を明確にするとともに、創業の精神に立ち返りお客様視線に基づいた「ファンケルらしい経営」の実現を目指すべく、当社においては平成25年3月1日付で、カンパニー制に移行しました。今後は、持株会社体制のもとで、事業ごとの専門性・自律性をより高めるとともに、適切な牽制のもとでコーポレート・ガバナンスをより強化してまいります。

グループでのグローバル対応強化

当社においては、化粧品事業のリブランディングを始め、企業ブランド価値の向上に取り組んでまいりましたが、今後はこれらの取り組みをグローバルで対応して行く必要があると認識しています。これらの取り組みについて、持株会社がグループ全体最適の視点で方針を示し、迅速に意思決定を行ってまいります。

(2) 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

当該新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設する「株式会社ファンケル化粧品」および「株式会社ファンケルヘルスサイエンス」を承継会社とする簡易新設分割であります。なお、当社は本件会社分割にともない、株式会社ファンケルの定款の変更（会社の目的変更）を株主総会に付議する予定です。

（注）本件分割は、会社法第805条の規定（簡易新設分割）に基づき、株主総会の承認を得ることなく行います。

新設分割に係る割当ての内容

本件分割に際して新設会社が発行する普通株式は、下記の通りその全株を当社に割り当てられます。

株式会社ファンケル化粧品 10,000株

株式会社ファンケルヘルスサイエンス 10,000株

その他の新設分割計画の内容

当社が平成25年5月14日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、「新設分割計画書」のとおりであります。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は当社が単独で行う新設分割であり、割り当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利義務関係に差異が生じないことから、割り当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施せず、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理および新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

(4) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社ファンケル化粧品
本店の所在地	神奈川県横浜市中区山下町89番地 1
代表者の氏名	山岡 美奈子
資本金の額	500,000千円
純資産の額	2,500,000千円
総資産の額	未定
事業の内容	化粧品事業

商号	株式会社ファンケルヘルスサイエンス
本店の所在地	神奈川県横浜市中区山下町89番地 1
代表者の氏名	村上 晴紀
資本金の額	500,000千円
純資産の額	2,500,000千円
総資産の額	未定
事業の内容	健康食品事業

(5) 新設分割計画は次のとおりであります

新設分割計画書

株式会社ファンケル（本店 神奈川県横浜市中区山下町89番地1。以下、「当社」という。）は、その経営する事業のうち、化粧品事業（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を、分割により設立する株式会社ファンケル化粧品（本店 神奈川県横浜市中区山下町89番地1。以下、「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うものとし、その新設分割計画（以下、「本計画」という。）の内容を以下のとおり定めるものとする。

（新設会社の定款で定める事項等）

第1条 新設会社の目的、商号および発行可能株式総数ならびにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙「株式会社ファンケル化粧品定款」記載のとおりとし、本店の所在地は下記のとおりとする。

本店 神奈川県横浜市中区山下町89番地1

（新設会社が本件分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

第2条 新設会社は、本件分割に際し、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継する。

2 本件分割により当社から新設会社へ移転する権利義務から生じる債務については、その一切を当社が重畳的債務引受を行い連帯して負担するものとする。

（新設会社が本件分割に際して交付する株式）

第3条 新設会社は、本件分割に際して普通株式10,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に交付する。

（新設会社の資本金および準備金等の額に関する事項）

第4条 新設会社の設立の際における資本金および準備金等の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| （1）資本金 | 金5億円 |
| （2）資本準備金 | 金20億円 |
| （3）その他資本剰余金 | 会社計算規則第49条第1項に規定する株主資本等変動額から上記（1）および（2）の額を減じて得た額 |
| （4）利益準備金 | 金0円 |
| （5）その他利益剰余金 | 金0円 |

（効力発生日）

第5条 新設会社の設立の登記をすべき日（以下、「効力発生日」という。）は、平成26年4月1日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

（本計画承認総会）

第6条 当社は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の決議による本計画の承認を受けずに本件分割を行う。

2 会社法施行規則第207条第1項に規定された総資産の額の算定基準日は、平成25年9月30日とする。

(新設会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役および設立時会計監査人)

第7条 新設会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役および設立時会計監査人は次のとおりとする。

設立時取締役	山岡 美奈子
設立時取締役	保坂 嘉久
設立時取締役	明石 由奈
設立時取締役	馬見塚 陽子
設立時取締役	田多井 毅
設立時取締役	炭田 康史
設立時取締役	柳澤 昭弘
設立時取締役	山口 友近
設立時取締役	松熊 祥子
設立時代表取締役	山岡 美奈子
設立時監査役	高橋 誠一郎
設立時監査役	飯田 順二
設立時会計監査人	新日本有限責任監査法人

(競業禁止義務)

第8条 当社は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

(本件分割条件の変更)

第9条 本計画承認の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産状態もしくは、経営状態に重要な変動を生じたときは、当社は本件分割条件を変更し、または本件分割を中止することができる。

(本計画以外の事項)

第10条 本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

以上

平成25年5月14日

(本店) 神奈川県横浜市中区山下町89番地1
(商号) 株式会社ファンケル
(代表者) 代表取締役 宮島和美

株式会社ファンケル化粧品 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社ファンケル化粧品と称する。

英文では、FANCL COSMETICS CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 化粧品の製造販売および輸出入
2. 医薬品、医薬部外品の製造販売および輸出入
3. 医療器具、用具の製造販売および輸出入
4. 全酒類の販売および輸出入
5. 絵画、版画および古美術品、骨董品の売買および輸出入
6. 時計および各種宝石類・貴金属の売買および輸出入
7. 家具、インテリア用品の売買および輸出入
8. 書籍類の出版、販売および輸出入
9. 衣料品の販売および輸出入
10. 什器、文房具、日用品雑貨の販売および輸出入
11. 家庭用電気製品の販売および輸出入
12. スポーツ娯楽用品の販売および輸出入
13. 商品の梱包並びに配達業務の請負
14. 情報処理サービスおよび情報提供サービス業
15. ダイレクトメールの封入、封かん、発送業務の請負
16. 市場調査、広告、宣伝に関する業務
17. 広告、宣伝の情報媒体の企画、制作および販売
18. 無農薬、有機肥料使用などにより生産される食品の販売および輸出入
19. 着色料、防腐剤などを使用しない天然食品、飲料の販売および輸出入
20. 減塩、低カロリーおよびリノール酸などの成分調整食品の製造、販売および輸出入
21. ビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の製造、販売および輸出入
22. 農産加工品の製造販売および輸出入
23. 水産加工品の製造販売および輸出入
24. 電話による事務取次サービス
25. 消費者からの委託による輸入の代行業務
26. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理業
27. 飼料の製造・販売
28. 旅行業法に基づく旅行業

- 29. 薬局の経営
- 30. エステティックサロンの経営
- 31. 化粧品、医薬品、医薬部外品、健康食品等の製造業における製造ラインの業務の請負
- 32. 人材育成のための教育事業並びにコンサルティング
- 33. 食料品の販売
- 34. 通信販売業
- 35. 玄米加工プラント開発
- 36. 教養、スポーツ等の文化教室の運営と通信教育
- 37. 健康維持を目的とした情報助言の提供ならびにそのための各種検査の取次
- 38. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

取締役会

監査役

会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は40,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の定める順序により、先順序の代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第14条 当会社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第15条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第17条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の定める順序により、先順序の代表取締役が議長となる。

代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第18条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第19条 取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役を選定し、代表取締役の中から社長1名を選定する。

(名誉会長および相談役)

第20条 取締役会の決議をもって、名誉会長および相談役を置くことができる。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員数)

第22条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第23条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第25条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第27条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第28条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第29条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(最初の事業年度)

第 1 条 当会社の最初の事業年度は会社設立の日から平成27年 3 月31日までとする。

(設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役および設立時会計監査人)

第 2 条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役および設立時会計監査人は、次のとおりとする。

設立時取締役	山 岡 美奈子
設立時取締役	保 坂 嘉 久
設立時取締役	明 石 由 奈
設立時取締役	馬見塚 陽 子
設立時取締役	田多井 毅
設立時取締役	炭 田 康 史
設立時取締役	柳 澤 昭 弘
設立時取締役	山 口 友 近
設立時取締役	松 熊 祥 子
設立時代表取締役	山 岡 美奈子
設立時監査役	高 橋 誠一郎
設立時監査役	飯 田 順 二
設立時会計監査人	新日本有限責任監査法人

承継権利義務明細表

本件分割の効力発生日において、新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務については、法令上もしくは契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産および負債の額については、平成25年9月30日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件分割の効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して当社が有する一切の売掛金、製品、半製品および原材料。

本件分割で新設会社が承継する純資産額が25億円に満つるまでの現金および預金。

2. 承継する負債

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して当社が有する一切の買掛金、未払金、未払費用、賞与引当金、ポイント引当金および退職給付引当金。

3. 承継する雇用契約

本件分割の効力発生日時点における、ビューティカンパニー（合同チームを除く）に所属するすべての従業員（嘱託従業員、契約社員および臨時従業員を含む。）との雇用契約。

4. 承継する雇用契約以外の契約上の地位等

本件分割の効力発生日時点における本件事業に関わる一切の取引の基本契約および付随する契約における契約上の地位ならびに契約に付随する権利義務。

以上

新設分割計画書

株式会社ファンケル（本店 神奈川県横浜市中区山下町89番地1。以下、「当社」という。）は、その経営する事業のうち、健康食品事業（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を、分割により設立する株式会社ファンケルヘルスサイエンス（本店 神奈川県横浜市中区山下町89番地1。以下、「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うものとし、その新設分割計画（以下、「本計画」という。）の内容を以下のとおり定めるものとする。

（新設会社の定款で定める事項等）

第1条 新設会社の目的、商号および発行可能株式総数ならびにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙「株式会社ファンケルヘルスサイエンス定款」記載のとおりとし、本店の所在地は下記のとおりとする。

本店 神奈川県横浜市中区山下町89番地1

（新設会社が本件分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

第2条 新設会社は、本件分割に際し、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継する。

2 本件分割により当社から新設会社へ移転する権利義務から生じる債務については、その一切を当社が重畳的債務引受を行い連帯して負担するものとする。

（新設会社が本件分割に際して交付する株式）

第3条 新設会社は、本件分割に際して普通株式10,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に交付する。

（新設会社の資本金および準備金等の額に関する事項）

第4条 新設会社の設立の際における資本金および準備金等の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| （1）資本金 | 金5億円 |
| （2）資本準備金 | 金20億円 |
| （3）その他資本剰余金 | 会社計算規則第49条第1項に規定する株主資本等変動額から上記（1）および（2）の額を減じて得た額 |
| （4）利益準備金 | 金0円 |
| （5）その他利益剰余金 | 金0円 |

（効力発生日）

第5条 新設会社の設立の登記をすべき日（以下、「効力発生日」という。）は、平成26年4月1日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

（本計画承認総会）

第6条 当社は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の決議による本計画の承認を受けずに本件分割を行う。

2 会社法施行規則第207条第1項に規定された総資産の額の算定基準日は、平成25年9月30日とする。

(新設会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役および設立時会計監査人)

第7条 新設会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役および設立時会計監査人は次のとおりとする。

設立時取締役	村 上 晴 紀
設立時取締役	植 松 宣 行
設立時取締役	重 松 典 宏
設立時取締役	田多井 毅
設立時取締役	炭 田 康 史
設立時取締役	柳 澤 昭 弘
設立時取締役	山 口 宏 二
設立時取締役	山 口 友 近
設立時取締役	稲 葉 豊 和
設立時代表取締役	村 上 晴 紀
設立時監査役	高 橋 誠 一 郎
設立時監査役	飯 田 順 二
設立時会計監査人	新日本有限責任監査法人

(競業禁止義務)

第8条 当社は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

(本件分割条件の変更)

第9条 本計画承認の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産状態もしくは、経営状態に重要な変動を生じたときは、当社は本件分割条件を変更し、または本件分割を中止することができる。

(本計画以外の事項)

第10条 本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

以上

平成25年5月14日

(本店) 神奈川県横浜市中区山下町89番地1
(商号) 株式会社ファンケル
(代表者) 代表取締役 宮島和美

株式会社ファンケルヘルスサイエンス 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社ファンケルヘルスサイエンスと称する。

英文では、FANCL HEALTH SCIENCE CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 化粧品の製造販売および輸出入
2. 医薬品、医薬部外品の製造販売および輸出入
3. 医療器具、用具の製造販売および輸出入
4. 全酒類の販売および輸出入
5. 絵画、版画および古美術品、骨董品の売買および輸出入
6. 時計および各種宝石類・貴金属の売買および輸出入
7. 家具、インテリア用品の売買および輸出入
8. 書籍類の出版、販売および輸出入
9. 衣料品の販売および輸出入
10. 什器、文房具、日用品雑貨の販売および輸出入
11. 家庭用電気製品の販売および輸出入
12. スポーツ娯楽用品の販売および輸出入
13. 商品の梱包並びに配達業務の請負
14. 情報処理サービスおよび情報提供サービス業
15. ダイレクトメールの封入、封かん、発送業務の請負
16. 市場調査、広告、宣伝に関する業務
17. 広告、宣伝の情報媒体の企画、制作および販売
18. 無農薬、有機肥料使用などにより生産される食品の販売および輸出入
19. 着色料、防腐剤などを使用しない天然食品、飲料の販売および輸出入
20. 減塩、低カロリーおよびリノール酸などの成分調整食品の製造、販売および輸出入
21. ビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の製造、販売および輸出入
22. 農産加工品の製造販売および輸出入
23. 水産加工品の製造販売および輸出入
24. 電話による事務取次サービス
25. 消費者からの委託による輸入の代行業務
26. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理業
27. 飼料の製造・販売
28. 旅行業法に基づく旅行業

- 29. 薬局の経営
- 30. エステティックサロンの経営
- 31. 化粧品、医薬品、医薬部外品、健康食品等の製造業における製造ラインの業務の請負
- 32. 人材育成のための教育事業並びにコンサルティング
- 33. 食料品の販売
- 34. 通信販売業
- 35. 玄米加工プラント開発
- 36. 教養、スポーツ等の文化教室の運営と通信教育
- 37. 健康維持を目的とした情報助言の提供ならびにそのための各種検査の取次
- 38. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

取締役会

監査役

会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は40,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の定める順序により、先順序の代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第14条 当会社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第15条 取締役は、株主総会において選任する。
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第17条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の定める順序により、先順序の代表取締役が議長となる。

代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第18条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第19条 取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役を選定し、代表取締役の中から社長1名を選定する。

(名誉会長および相談役)

第20条 取締役会の決議をもって、名誉会長および相談役を置くことができる。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員数)

第22条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第23条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第25条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第27条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第28条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第29条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

(最初の事業年度)

第 1 条 当会社の最初の事業年度は会社設立の日から平成27年 3 月31日までとする。

(設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役および設立時会計監査人)

第 2 条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役および設立時会計監査人は、次のとおりとする。

設立時取締役	村 上 晴 紀
設立時取締役	植 松 宣 行
設立時取締役	重 松 典 宏
設立時取締役	田多井 毅
設立時取締役	炭 田 康 史
設立時取締役	柳 澤 昭 弘
設立時取締役	山 口 宏 二
設立時取締役	山 口 友 近
設立時取締役	稲 葉 豊 和
設立時代表取締役	村 上 晴 紀
設立時監査役	高 橋 誠 一 郎
設立時監査役	飯 田 順 二
設立時会計監査人	新日本有限責任監査法人

承継権利義務明細表

本件分割の効力発生日において、新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務については、法令上もしくは契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産および負債の額については、平成25年9月30日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件分割の効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して当社が有する一切の売掛金、製品、半製品および原材料。

本件分割で新設会社が承継する純資産額が25億円に満つるまでの現金および預金。

2. 承継する負債

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して当社が有する一切の買掛金、未払金、未払費用、賞与引当金、ポイント引当金および退職給付引当金。

3. 承継する雇用契約

本件分割の効力発生日時点における、ヘルスカンパニー（合同チームを除く）に所属するすべての従業員（嘱託従業員、契約社員および臨時従業員を含む。）との雇用契約。

4. 承継する雇用契約以外の契約上の地位等

本件分割の効力発生日時点における本件事業に関わる一切の取引の基本契約および付随する契約における契約上の地位ならびに契約に付随する権利義務。

以上